

別表第4(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額

(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅			5,800円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	22,200円
	仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	33,200円
	標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	44,900円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	(イ) 非住宅部分	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以下のもの	304,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	304,000円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
(イ) 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円

		標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000円

備考

- 1 手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「建築物省エネ法施行令」という。)第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 4 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の手数料の額は、(2)イ(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 5 手数料(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- 6 手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 7 手数料について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。
- 8 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物省エネ法施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は、(2)イ(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、(1)の規定により算出した額とする。